

年 月 日

保護者様

園児名

富士宮聖母幼稚園
園長 塩川 慶子

学校伝染病による出席停止のお知らせ

お子様は、下記の疾病(○印)にかかっているか、またその疑いがあります。つきましては、学校保健法12条の規定により、出席停止をしてください。なお、病気がなおりましたら、下の登園許可証明書に医師に記入してもらい、幼稚園へご提出ください。

記

種	○印	伝染病名	出席停止の期間の基準 <small>(ただし、疾病により医師が伝染のおそれがないと認めたときは、この限りではない)</small>
1		病名()	完全に治癒するまで。
2		インフルエンザ	発症したあと5日を経過し、解熱した後3日を経過するまで。
		百日咳	特有の咳が消失するまで。
		麻疹(はしか)	解熱した後3日を経過するまで。
		流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)	耳下腺の腫脹が消失するまで。
		風疹(三日はしか)	発疹が消失するまで。
		水痘(水ぼうそう)	すべての発疹が痂皮化するまで。
		咽頭結膜炎(プール熱)	主要症状が消退した後2日を経過するまで。
		結核	病状により医師が伝染のおそれがないと認めるまで。
3		髄膜炎菌性髄膜炎	病状により医師が伝染のおそれがないと認めるまで。
		コレラ	病状により医師が伝染のおそれがないと認めるまで。
		細菌性赤痢	
		腸管出血性大腸菌感染症(O157)	
		腸チフス	
		パラチフス	
		流行性角結膜炎	
		急性出血性結膜炎	病状により医師が伝染のおそれがないと認めるまで。 ※条件によっては出席停止の措置が必要と考えられる疾患です
		溶蓮菌感染症	
		伝染性紅斑(りんご病)	
		伝染性膿痂疹(とびひ)	
		ウイルス性肝炎	
		手足口病	
		ヘルパンギーナ	
		流行性嘔吐下痢症	
		アタマジラミ	
	伝染性軟属腫(水いぼ)		
	マイコプラズマ感染症		
	RSウイルス		
	ヒトメタニューモウイルス		

(参考) 学校保健安全法12条、「校長(園長)は、伝染病にかかっており、かかっている疑いがあり、又はかかるおそれのある児童、生徒、学生又は幼児があるときは、政令で定めるところにより、出席を停止させることができる。」

.....き.....り.....と.....り.....

登園許可証明書

富士宮聖母幼稚園 園長様

組 氏名
(保護者記入)

治療期間 月 日から 月 日まで

上記の者の病気は伝染するおそれなくなりましたので、 月 日より登園許可します。

年 月 日

病名

医師名

